

老人保健課

1. 介護医療院について

- 介護療養病床の設置期限が平成29年度末までとなっていたことに鑑み、慢性期の医療ニーズに対応する今後の医療・介護サービス提供体制について、「療養病床の在り方等に関する検討会」でご審議いただき、新たな施設系サービスの選択肢が整理された。
- その上で、制度改正に向けて「療養病床の在り方等に関する特別部会」(社会保障審議会)でご審議いただき、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、新たな施設類型を創設すべきとされた。
- このとりまとめを踏まえ、今般の地域包括ケア強化法による法改正において、
 - ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、
 - ②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、「介護医療院」を創設した。
併せて、病院、診療所から介護医療院に転換した場合には、転換前の病院、診療所の名称を引き続き使用でき、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとした。
今後、介護医療院に係る政省令の整備を進めていくとともに、介護医療院の基準・報酬等については、平成30年度介護報酬改定に向けて、介護給付費分科会において議論することとなる。

(参考) 今後整備を行う必要のある介護医療院に係る主な政省令の内容

- ・介護保険法第8条の介護医療院の定義に関するもの
- ・介護保険法第107条の介護医療院の開設許可に関するもの
- ・介護保険法第111条の介護医療院の基準に関するもの
- ・介護保険法第112条の介護医療院の広告制限に関するもの
- ・介護保険法第113条の介護医療院の変更の届出等に関するもの
- ・介護保険法第114条の6の介護医療院の許可の取り消し等に関するもの
- ・介護保険法第114条の7の介護医療院の公示に関するもの
- ・介護保険法第114条の8の介護医療院の医療法の準用に関するもの
- ・介護保険法第115条の介護医療院の医療法との関係等に関するもの

療養病床の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。

	医療療養病床	介護療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
概要	20対1 25対1 病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの ※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在。	病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの	要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
病床数	約13.7万床 約7.6万床	約16.1万床	約36.2万床 (うち、介護療養型:約0.7万床)	約54.1万床
設置根拠	医療法(病院・診療所)	医療法(病院・診療所) 介護保険法 (介護療養型医療施設)	介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医師 48対1(3名以上) 看護職員 4対1 (29年度未まで:6対1で可) 介護職員 4対1 (29年度未まで:6対1で可)	48対1(3名以上) 6対1 3対1 6対1	100対1(常勤1名以上) 3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	健康管理及び療養上の指標のための必要な数 3対1
面積※1	6.4m ²	6.4m ²	8.0m ² ×2	10.65m ² (原則個室)
設置期限	平成35年度末 法改正(平29年6月公布)で 平29年度末から更に6年間延長			

※1 医療療養病床にあっては、看護師助員。

※2 介護療養型は、大規模改修まで6.4m²以上で可。

慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型(イメージ)



※ 介護保険施設等への転換を行う場合は、介護保険事業計画の計画値の範囲内となることに留意が必要。

医療機能を内包した施設系サービス

第5回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部改変)

- 平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目し、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情等に応じた柔軟性を確保した上で、その機能を維持・確保していく。

	介護医療院													
	(I)	(II)												
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設													
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。													
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者 等 (療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者												
施設基準 (最低基準)	介護療養病床相当 (参考:現行の介護療養病床の基準) <table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>48対1(3人以上)</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>6対1</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>6対1</td> </tr> </table>	医師	48対1(3人以上)	看護	6対1	介護	6対1	老健施設相当以上 (参考:現行の老健施設の基準) <table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>100対1(1人以上)</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>3対1</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>※ うち看護2/7程度</td> </tr> </table>	医師	100対1(1人以上)	看護	3対1	介護	※ うち看護2/7程度
医師	48対1(3人以上)													
看護	6対1													
介護	6対1													
医師	100対1(1人以上)													
看護	3対1													
介護	※ うち看護2/7程度													
面積	老健施設相当 (8.0 m ² /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。													
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象													

医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設

第5回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部改変)

- 経営者の多様な選択肢を用意する観点から、居住スペースと医療機関の併設型を選択する場合の特例、要件緩和等を設ける。

	医療外付け型 (居住スペースと医療機関の併設)						
設置根拠 (法律)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関 ⇒ 医療法 ✓ 居住スペース ⇒ 介護保険法・老人福祉法 ※ 居住スペースは、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等を想定 (介護サービスは内包)						
主な利用者像	医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者						
施設基準 (居住スペース)	(参考:現行の特定施設入居者生活介護の基準) <table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>基準なし</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>3対1 ※ 看護職員は、利用者30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td></td> </tr> </table>	医師	基準なし	看護	3対1 ※ 看護職員は、利用者30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人	介護	
医師	基準なし						
看護	3対1 ※ 看護職員は、利用者30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人						
介護							
面積 (居住スペース)	(参考:現行の有料老人ホームの基準) 個室で13.0 m ² /室以上 ※ 既存の建築物を転用する場合、個室であれば面積基準なし						

考えられる要件緩和、留意点等

- ✓ 居住スペース部分の基準については、経過措置等をあわせて検討。
- ✓ 医療機関併設型の場合、併設医療機関からの医師の往診等により夜間・休日の対応を行うことが可能。

新たな介護保険施設（介護医療院）の創設

見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

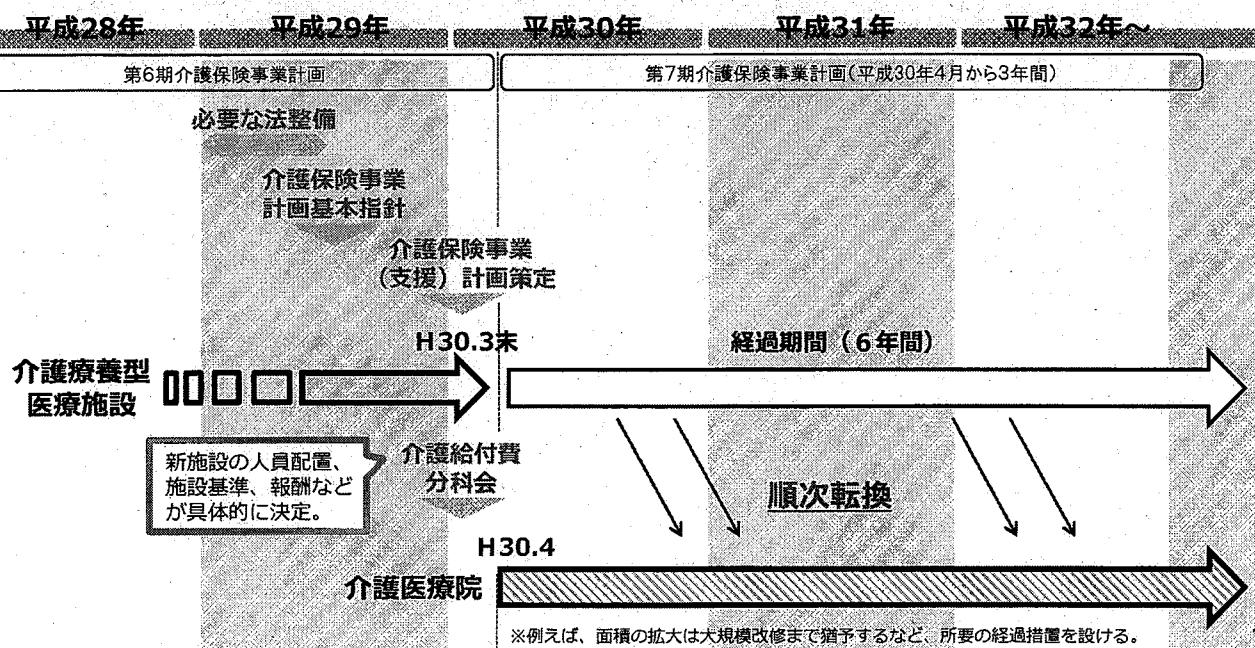
名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一貫的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



2. 平成30年度介護報酬改定に向けた検討について

- 平成30年度介護報酬改定に向けては、本年4月26日より、社会保障審議会介護給付費分科会において議論が行われている。
- 各種指摘事項や検討事項、検討の進め方は次頁以降のとおりであり、本年中には各介護サービス等の具体的な方向性をお示しする予定であるので、ご承知おき頂きたい。

【これまでの介護給付費分科会の開催実績】

- ・4月26日 【第137回】平成30年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について
- ・5月12日 【第138回】定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について
- ・5月24日 【第139回】認知症施策の推進について
- ・6月 7日 【第140回】訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、口腔・栄養関係について
- ・6月21日 【第141回】通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与について

平成30年度介護報酬改定に向けた検討の進め方について（案）

【平成29年】

4月～夏頃 : 各介護サービス等の主な論点について議論
事業者団体ヒアリング

平成28年12月の介護保険部会意見書や療養病床の在り方等に関する特別部会意見書に盛り込まれた事項等について、おおむね月2回ペースで議論

<検討事項の例>

- ・通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化
- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の、サービス提供量の増加や機能強化・効率化の観点からの人員基準や利用定員等のあり方
- ・特別養護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組み
- ・入退院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携
- ・ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方
- ・訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方
- ・介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策

秋頃～12月 : 各介護サービス等の具体的な方向性について議論

12月中旬 : 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。

平成30年度政府予算編成

【平成30年】

1～2月頃 介護報酬改定案 諮問・答申

4月 介護報酬改定

1. 平成27年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋)

(平成27年1月9日社会保障審議会介護給付費分科会)

【今後の課題】

- その上で、次回の介護報酬改定においては、介護保険制度の持続可能性という視点とともに、質の高い介護サービスの安定的な供給とそれを支える介護人材の確保、医療と介護の連携・機能分担、更なる効果的・効率的なサービス提供を推進するための報酬体系の見直し、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき方向性も踏まえた検討を行うとともに、診療報酬との同時改定も見据えた対応が必要であり、例えば以下のような課題が考えられる。
- 通所リハビリテーションや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービスについては、それらの共通の機能とともに、それぞれのサービスに特徴的な機能(例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど)の明確化等により、一体的・総合的な機能分担や評価体系となるよう引き続き検討する。また、その際には、現行の事業所単位でのサービス提供に加えて、例えば地域単位でのサービス提供の視点も含め、事業所間の連携の進め方やサービスの一体的・総合的な提供の在り方についても検討する。
- 介護保険制度におけるサービスの質については、統一的な視点で、定期的に、利用者の状態把握を行い、状態の維持・改善を図れたかどうか評価することが必要である。このため、介護支援専門員による利用者のアセスメント様式の統一に向けた検討を進めるとともに、ケアマネジメントに基づき、各サービス提供主体で把握すべきアセスメント項目、その評価手法及び評価のためのデータ収集の方策等の確立に向けた取組を行う。
- 今後の診療報酬との同時改定を念頭に、特に医療保険との連携が必要な事項については、サービスの適切な実態把握を行い、効果的・効率的なサービス提供の在り方を検討する。
- 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見(例えば調査対象期間など)も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう、引き続き調査設計や集計方法を検討する。

2. 介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)

(平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

【適切なケアマネジメントの推進】

- これらの状況を踏まえ、適切なケアマネジメントを推進するため、居宅介護支援事業所における管理者の役割の明確化、特定事業所集中減算の見直しを含めた公正中立なケアマネジメントの確保、入退院時における医療・介護連携の強化等の観点から、居宅介護支援事業所の運営基準等の見直しを平成30年度介護報酬改定の際にあわせて検討することとするのが適当である。

【自立支援・重症化予防を推進する観点からのリハビリテーション機能の強化】

- これらの状況を踏まえ、リハビリテーションについては、以下の観点からの見直しを平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。
 - ・ 通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化、特に通所リハビリテーションについて、リハビリテーション専門職の配置促進や短時間のサービス提供の充実
 - ・ 通所・訪問リハビリテーションを含めた、退院後の早期のリハビリテーションの介入の促進
 - ・ 職種間や介護事業所間の連携の強化

【中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化】

- これらの状況やサービスの利用実態などを踏まえ、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスについては、
 - ・ サービス提供量を増やす観点
 - ・ 機能強化・効率化を図る観点から人員要件や利用定員等の見直しを平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

2. 介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)

(平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

【特別養老人ホーム】

- このため、施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組みについて、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

【医療サービスと介護サービスの連携の推進】

- このような状況を踏まえ、入退院時における入院医療機関と介護サービス事業所との連携を含め、平成30年度の介護報酬と診療報酬の同時改定の際には、医療と介護の連携の更なる充実に向けた検討をすることが適当である。

【公的な福祉サービスの「丸ごと」への転換】

- このような状況を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置づけ、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である。
その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続きについても、可能な限り簡素化を図ることが適当である。
なお、共生型サービスについては、高齢者、障害者等に十分な情報提供と説明が必要である。
- また、相談支援専門員とケアマネジャーが、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

2. 介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)

(平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

【介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）】

- このため、介護ロボットやICT化に関する実証事業の成果を十分に踏まえた上で、ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する、介護報酬や人員・設備基準の見直し等を平成30年度介護報酬改定の際に検討することが適当である。その際、人員・設備基準の見直しは慎重を期すべきという意見や、ロボット・ICTの導入支援が必要との意見、ロボット・ICTの操作や活用、安全性に関する研修機会の確保が必要との意見にも留意する必要がある。

【軽度者への支援のあり方】

- また、介護サービスを提供する人材不足が喫緊の課題である中で、人材の専門性などに応じた人材の有効活用の観点から、訪問介護における生活援助について、要介護度に関わらず、生活援助を中心に行う場合の緩和された人員基準の設定等についても議論を行った。
- この点については、体力的な都合等で身体介護は難しいが生活援助ならできるという介護人材も存在し、その人材の活用を図るべきとの意見や、生活援助の人員基準の緩和を行い、介護専門職と生活援助を中心に実施する人材の役割分担を図ることが重要であるとの意見、制度の持続可能性の確保という観点からの検討が必要であるとの意見があった一方で、生活援助の人員基準を緩和すれば、サービスの質の低下が懸念されることや、介護報酬の引き下げにより、介護人材の処遇が悪化し、人材確保がより困難になり、サービスの安定的な供給ができなくなる可能性があるとの意見や、地域によっては生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護事業者の退出につながり、サービスの利用が困難になることが懸念されるため、慎重に議論すべきとの意見もあり、平成30年度介護報酬改定の際に改めて検討を行うことが適当である。

3. 療養病床の在り方等に関する議論の整理(抜粋)

(平成28年12月20日社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会)

新たな施設類型の基本設計

【主な利用者像、施設基準（最低基準）】

- 新たな施設類型は、現行の介護療養病床が果たしている機能に着目しつつ、利用者の状態や地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする観点から。
 - ・介護療養病床相当（主な利用者像は、療養機能強化型 A B相当）
 - ・老人保健施設相当以上（主な利用者像は、上記より比較的容体が安定した者）
- の大きく2つの機能を設け、これらの病床で受け入れている利用者を、引き続き、受け止めができるようしていくことが必要である。
- 具体的な介護報酬については、その利用者像等を勘案しつつ、それぞれ、上記2つの機能を基本として、適切に設定すべきである。詳細については、介護給付費分科会で検討すべきである。

【床面積等】

- 新たな施設類型の床面積等については、老人保健施設を参考にすることとし、具体的には、1室当たり定員4人以下、かつ、入所者1人当たり8m²以上とすることが適当である。ただし、多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りを設置するなど、プライバシーに配慮した療養環境を整備すべきである。
 - また、今般の新たな施設類型が、これまでの介護療養病床の機能に加え、新たに、生活施設としての機能を併せ持ったものであることを踏まえ、
 - ・個室等の生活環境を改善する取組みを、より手厚く評価するとともに、
 - ・身体抑制廃止の取組み等を推進していく、
- 床面積を含む、具体的な施設基準等については、介護給付費分科会で検討すべきである。

(中略)

3. 療養病床の在り方等に関する議論の整理(抜粋)

(平成28年12月20日社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会)

転換における選択肢の多様化

- 転換を検討する介護療養病床及び医療療養病床については、新たな施設類型のほかにも、患者の状態や、地域のニーズ、経営方針等によって、多様な選択肢が用意されていることが望ましい。
 - こうした観点から、「居住スペースと医療機関の併設型」への転換に際しても、その要件緩和などの措置を併せて検討することが適当である。
- (中略)
- 「居住スペースと医療機関の併設型」への転換に関する要件緩和などの具体的な内容については、介護給付費分科会で検討すべきである。
 - なお、このような医療機関併設の場合、例えば、居住スペースの高齢者に対しては、併設医療機関からの医師の往診等により、夜間・休日等の対応が可能となるように配慮すべきである。(以下略)

経過措置の設定等について

【各種の転換支援策の取扱い】

- 介護保険事業（支援）計画については、第6期計画の取扱い（介護療養病床及び医療療養病床からの転換については、年度ごとのサービス量は見込むものの、必要入所（利用）定員総数は設定しない）を、今後も継続するほか、これ以外の転換支援措置も、継続していくべきである。
 - なお、介護療養型老人保健施設からの転換については、これまでの経緯に鑑み、介護保険事業（支援）計画での扱いを介護療養病床と同様にする等、一定の配慮を行うことが適当である。
- これらの取扱いを含めて、転換支援策の具体的な内容については、介護給付費分科会等で検討すべきである。

4. 平成29年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋)

(平成28年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会)

【介護人材の待遇改善】

- 一方、対象職種や対象費用の範囲を含め、介護職員処遇改善加算の在り方については、介護人材の状況、平成29年度介護報酬改定で措置する月額平均1万円相当の処遇改善の実施状況、介護人材と他職種・他産業との賃金の比較や例外的かつ経過的な取扱いとの位置づけなどを踏まえつつ、引き続き検討していくことが適当である。

【地域区分】

- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適切である。
 - また、平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲の区分で、平成32年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。
 - 対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて、適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である。

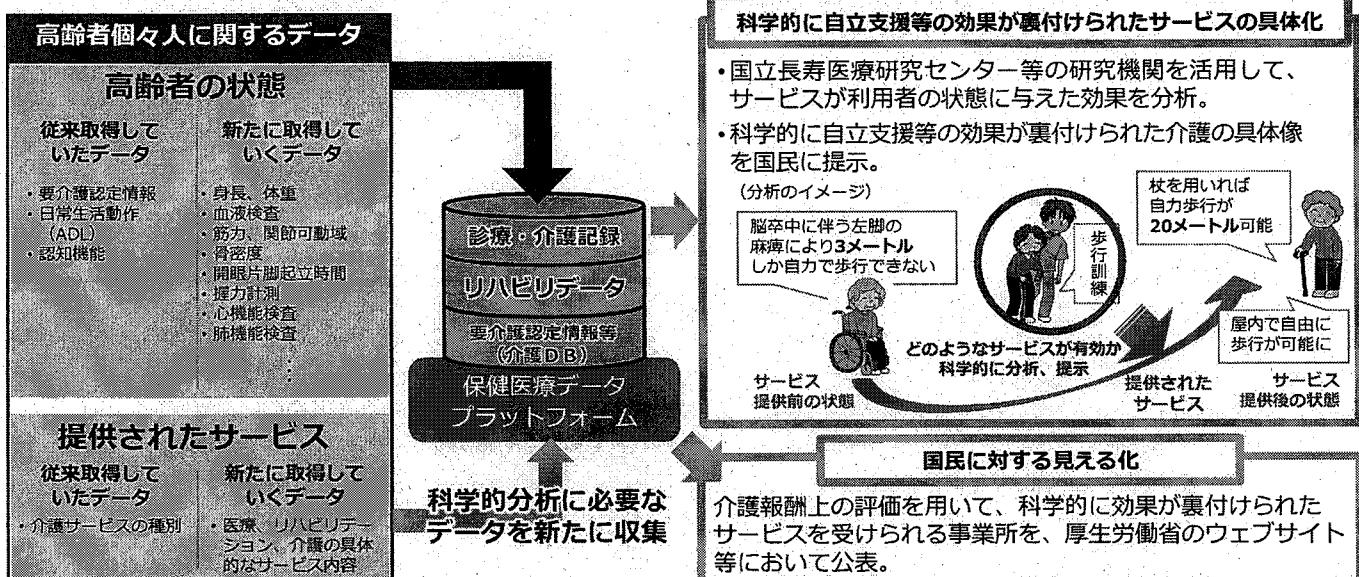
経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画改革工程表 2016改定版
平成28年12月21日 経済財政諮問会議

3. 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護の実現について

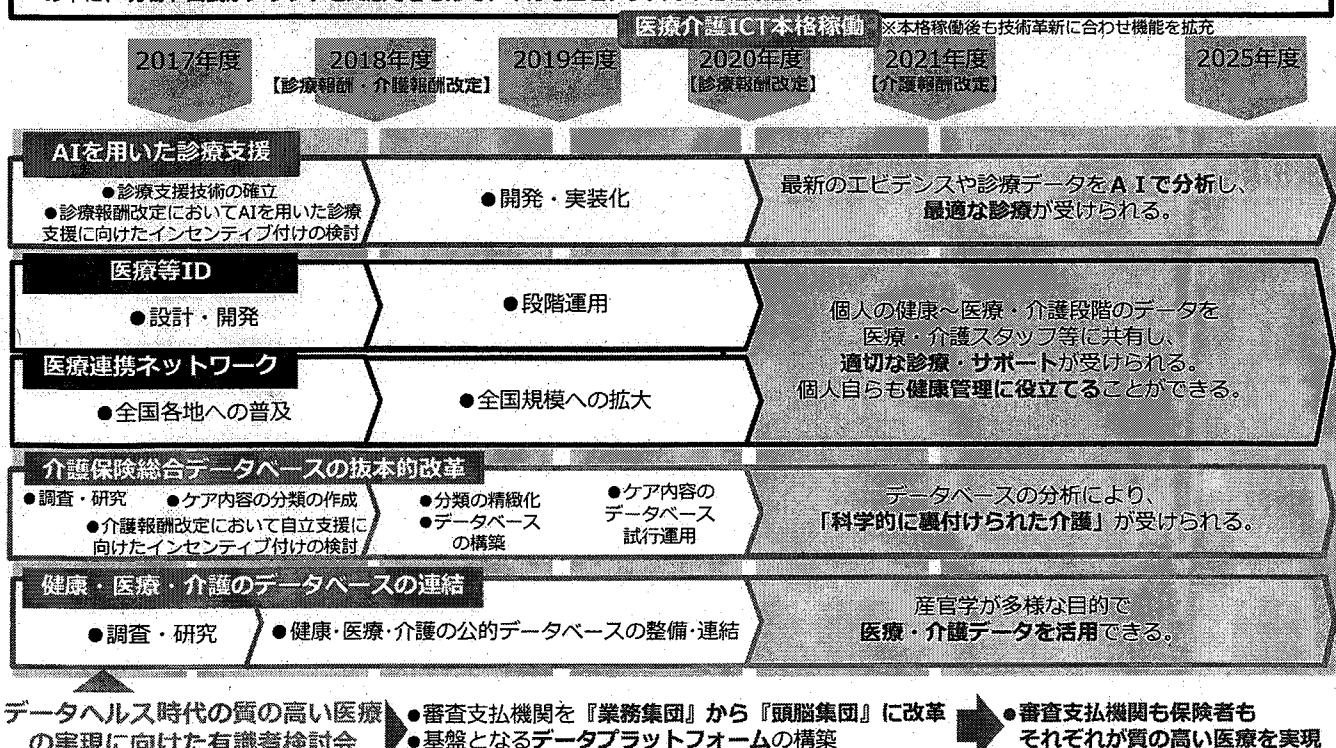
- 高齢化が進展する中で、介護保険の理念である自立支援・重度化防止をより一層図っていくことが重要であり、未来投資会議等においても、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を提供していく仕組みの必要性を指摘されているところである。
- 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するためには、どのようなケアが自立につながるかを把握することが必要となるが、現在の介護保険総合データベースでは、サービス種別は分かっても、提供されたケアの内容までは記録されていない（例えば、同じ通所介護でも、ケアの内容は異なるが、データベース上はどちらも「通所介護」とされ区別できない）ため、これを分析しても、どのようなケアが自立につながるかを明らかにすることは困難である。
- このため、平成 28 年 11 月 10 日に開催された「第 2 回 未来投資会議」及び平成 29 年 4 月 14 日に開催された「第 7 回 未来投資会議」において、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護の実現に向けて、2020 年までに科学的分析に必要なデータを新たに収集するデータベース構築し、その分析により科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護の具体像を国民に提示する旨を示した。
- また、これまで自立支援に効果のある取組については評価を行ってきたが、未来投資会議などにおいては、自立支援等に資する介護をさらに評価していくことが重要であるという意見もあったため、平成 30 年度介護報酬改定においても、自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬のメリハリ付けを行う予定である。

- 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、科学的分析に必要なデータを新たに収集し、世界に例のないデータベースをゼロから構築。
- データベースを分析し、科学的に自立支援等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示。
- 2018（平成30）年度介護報酬改定から、自立支援に向けたインセンティブを検討。



ICT・AI等を活用した医療・介護のパラダイムシフト（工程表）

- AIやIoT等のICTを活用した診療支援や遠隔医療、見守り、ロボット等の技術革新を、医療・介護の枠組み（診療報酬・介護報酬）の中に、現場や国民がメリットを実感できる形で、十分なエビデンスの下に組み込み



4. 介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業について

- 平成 29 年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより、介護職員処遇改善加算の拡充を行ったところであるが、現行の介護職員処遇改善加算の取得率は 88.9%、加算（II）の取得率は 73.3% となっている。（注 1）

当該加算を取得していない主な理由として「事務作業が煩雑」、加算（II）を取得していない理由として、「キャリアパス要件 I（賃金体系の整備）を満たすことが困難」などがあげられているところ（注 2）であることから、加算の取得に必要となる賃金体系の整備について、介護事業所に対するきめ細やかな助言・指導を行うために、本事業を創設したところである。

なお、本事業については、先般追加協議を実施したところであるが、今後も内示状況や自治体における補正予算編成のタイミング等を勘案し、必要に応じて、さらに追加協議を実施していく予定であるため、各自治体におかれでは、積極的なご活用をお願いしたい。

（注 1）介護給付費等実態調査（平成 29 年 3 月審査分）

（注 2）平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査

【事業概要】

- 今般の処遇改善を臨時の介護報酬改定により実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組みを支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進する。

- ・予算科目：（目）介護保険事業費補助金
- ・実施主体：都道府県、指定都市、その他市区町村等
- ・補助率：10／10

【事業内容（例）】

- 以下の事項に係る事業及びその他目的を達成するために必要な事業を行う。
※ 詳細は、「介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業の実施について（平成 29 年 3 月 27 日付老発 0327 第 4 号厚生労働省老健局長通知）による。

（1）制度の周知・広報

臨時の介護報酬改定により加算制度を創設することに鑑み、特に丁寧に周知を図るため、事業所や介護職員向けのリーフレット等の配布や連絡会議、講習会を開催する。

（2）事業所への助言・指導（別添の事例紹介も参照）

コールセンターの設置や、また、専門的な相談員（社労士等）の派遣等により、加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規定の内容等に係る個別の助言・指導を行う。

（3）審査体制の確保

加算取得に係る審査業務の急激な増加が見込まれるため、審査業務を滞りなく実施するために、非常勤職員を雇用すること等により、必要な体制を確保する。

介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業事例紹介

別添

事例 ①

(事業内容)

経営コンサルタント会社(人材育成、経営改善をメインとするような会社を想定)に委託し、委託先であるコンサルタント会社が介護保険事業所に訪問し、就業規則等の作成に関する助言や賃金体系の整備に関するアドバイス等を行う。

(所要額)

- ・ 1事業所あたりの所要額 : 45万円
 - ・ 想定事業所数 : 120カ所程度
- $$45,000(\text{円}) \times 120(\text{事業所数}) = 54,000,000(\text{円})$$

事例 ②

(事業内容)

各事業所がキャリアパス要件を設定するにあたり、社会保険労務士へ就業規則等の作成に関する相談をした際に生じる相談料に対し、補助金を交付する。

(所要額)

- ・ 1事業所あたりの相談回数 : 2回まで
 - ・ 1回の相談料 : 2万円(上限)
- $$20,000(\text{円}) \times 2,200(\text{件}) = 44,000,000(\text{円})$$

5. 認定データの提出義務化と要介護認定に係る保険者の業務簡素化について

【介護保険総合データベースへの認定データ提出義務化】

- これまでにも介護レセプトデータと要介護認定データを任意で提出して頂き、介護保険総合データベースを構築してきた。このデータを介護保険事業計画の策定等に利用出来るよう、地域包括ケア「見える化」システムを通して自治体に情報提供してきたところ。
- 今後、自治体や保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤の整備を強化するため、今回の介護保険法改正において平成30年度より要介護認定データの提出を義務化する内容を盛り込んだところ。
- 要介護認定データの全保険者からの具体的な収集方法については、平成28年5月に提出が出来ない保険者に対して行った調査結果をふまえ平成30年4月1日からの実施を想定しており、全保険者が提出可能な方法について検討を進めている。

【保険者の業務簡素化】

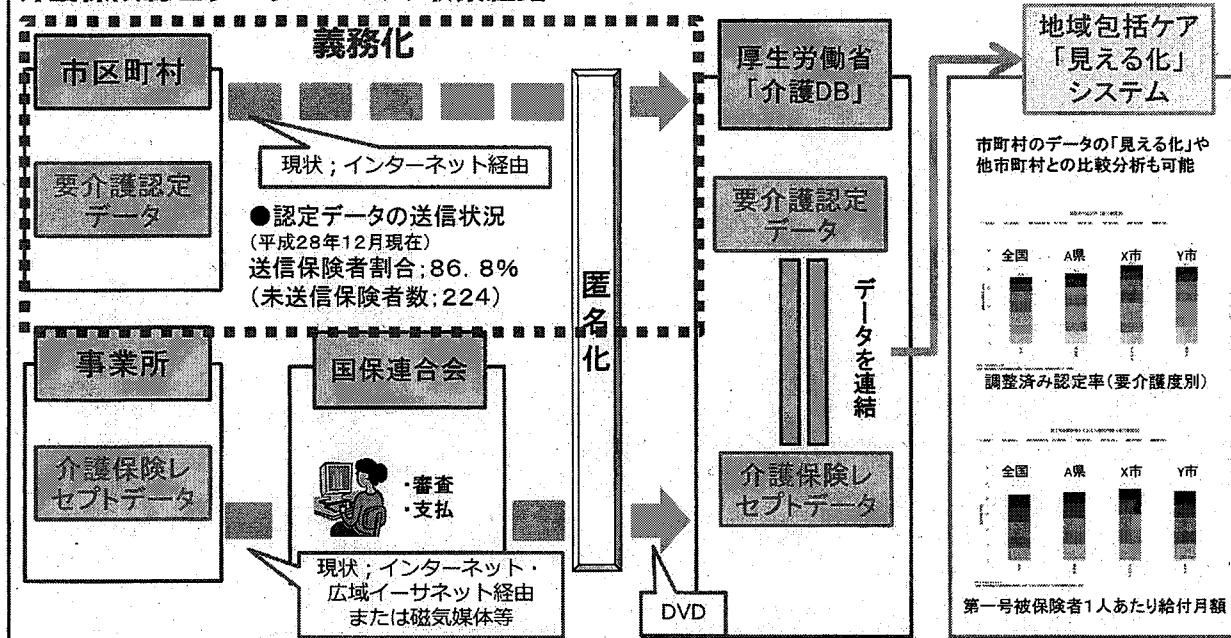
- 保険者の要介護認定の業務簡素化については、これまでにも平成26年には要介護認定有効期間を最大24ヶ月とするなどの対応をしているところである。
- 平成28年12月9日の社会保障審議会介護保険部会意見「介護保険制度の見直しに関する意見」において、①、②とされたところ
 - ① 更新認定の有効期間の上限を、現行の24ヶ月から36ヶ月に延長することを可能とする
 - ② 長期間状態が安定している者について、介護認定審査会における二次判定の簡素化を可能とする
- 現在、必要なシステム改修及び新たな認定ソフトの配布や通知改正等について、平成30年4月1日の実施を目指して検討を進めている。

要介護認定データの提出義務化について

○介護保険制度の見直しに関する意見（抄）（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会意見）

- ・市町村による国に対する介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出を義務づけるとともに、
- ・国は、市町村から提供されるデータを集計・分析し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各都道府県・市町村の地域分析に資するようなデータ（地域差に関するデータを含む。）を提供する
- ・また国は、「見える化」を広く国民に周知させるための広報などを進めることとする

介護保険総合データベースの収集経路



要介護認定データの提出義務化における課題について

- ・これまで要介護認定データを提出していない保険者からのヒアリング*の結果、以下の原因が考えられた

* 2016年5月・8月に電話にて実施（16保険者）

1. データ送信端末の環境が未整備
2. 個人情報保護条例の関係で送信できないと言われている

- データ送信の環境について

- ・現在はインターネット経由で収集（任意）
- ・義務化後の収集経路は、例えばレセプトのように悉皆に収集が可能な方法を検討

- 個人情報保護について

- ・現時点でも送信の時点で個人情報は匿名化されている
- ・義務化後もこれまでと同じ内容を収集することを想定
- ・平成30年4月からの実施を想定

要介護認定に係る業務の簡素化について

要介護認定の事務手続きについて、以下の通り見直しを行う。

①更新認定の有効期間のさらなる延長

認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るために、更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする。

②介護認定審査会における審査の簡素化

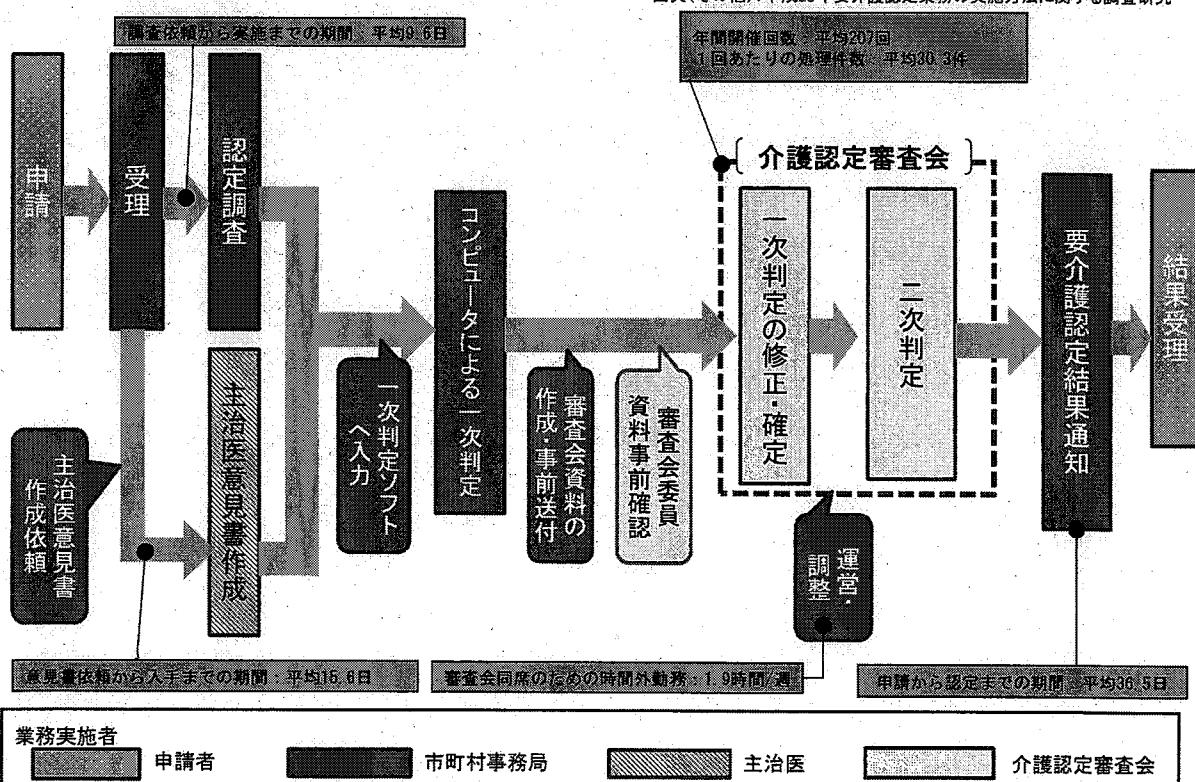
認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない（状態安定）者について、審査会委員等の事務負担の軽減を図るために、二次判定の手続きを簡素化することを可能とする。

※状態が安定しているかどうかを確認する際の具体的な要件、並びに簡素化の具体的な内容については、平成28年度に実施された要介護認定の実態研究の結論等を踏まえ設定することとする。

いずれも、必要なシステム改修及び新たな認定ソフトの配布を含め、平成30年4月1日の実施を目指して検討を進めている

【参考】現在の要介護認定事務の流れと業務量

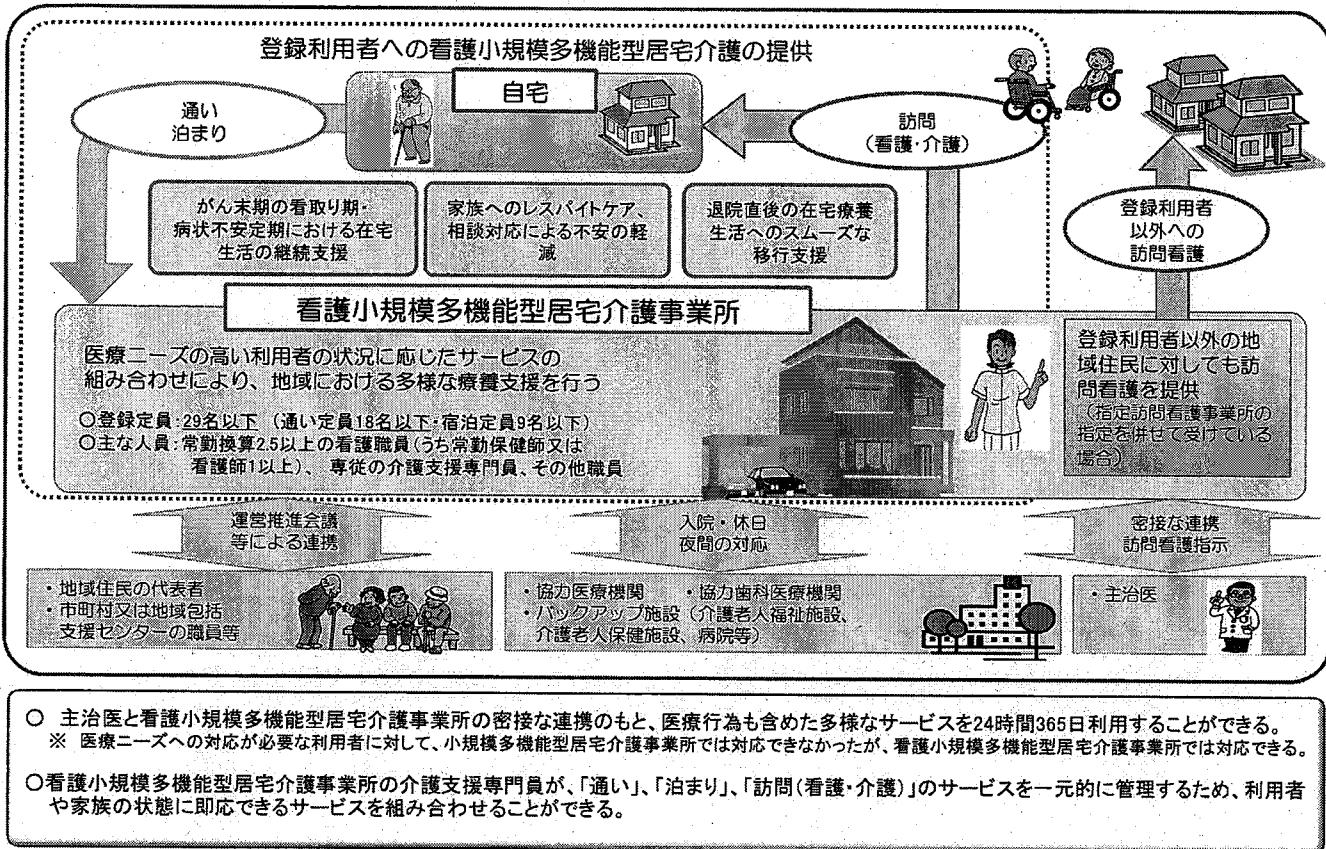
出典(事務処理日数)：認定支援ネットワーク(H26.4～H26.12送信分)
出典(その他)：平成25年要介護認定業務の実施方法に関する調査研究



6. 看護小規模多機能型居宅介護の推進について

- 看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という。）を組み合わせたサービスであり、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ることが可能である。事業者にとっては、サービス量に応じた柔軟な人員配置が可能であること、看護職員と介護職員の連携が図り易いこと、包括報酬により安定的な経済基盤を固めることができるなどのメリットがある。
- 看多機事業所については、第6期介護保険事業計画において、看多機の整備を位置づけた保険者数は約300にとどまっており、実際、看多機事業所を有する保険者は、平成29年3月末時点で、全保険者のうち約1割、全国で357ヶ所（暫定値）となっている。
- 今般、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）」において、看多機（複合型サービス）も含めた介護サービスについて、ニーズを反映したサービス量の見込み及びその確保の方策を示すことが重要であると記載されているところであり、第7期介護保険事業計画においては、地域の医療ニーズ等を踏まえて看多機の整備計画を検討いただきたい。
- また、看多機の開設にあたっては、サービスの性質上、小多機から移行する場合と訪問看護ステーションから移行する場合があり、事業者からの看多機への移行等の相談があった場合には、看多機事業所の開設や運営等に係る適切な支援をお願いしたい。加えて、看多機は、そのサービスが住民や事業者に十分に周知が図られていないとの指摘があることから、都道府県及び市町村においては、住民や介護支援専門員、事業者への一層の普及啓発もお願いしたい。

看護小規模多機能型居宅介護の概要



看護小規模多機能型居宅介護の所在地別指定事業所数(※暫定値)

老人保健課調べ(平成29年3月末日現在)

都道府県名	所在市区町村名 (保健所)	事業所数	公表 H28 新規	都道府県名	所在市区町村名 (保健所)	事業所数	公表 H28 新規	都道府県名	所在市区町村名 (保健所)	事業所数	公表 H28 新規	都道府県名	所在市区町村名 (保健所)	事業所数	公表 H28 新規
北海道	札幌市	20	3	千葉県	鴨川市	1		長野県	長野市	1	1	岡山県	岡山市	1	
	函館市	4	1		松戸市	3	2	上田市	1				倉敷市	2	2
	千歳市	1			大網白里市	1		高山市	1				玉野市	1	
	北広島市	1			八千代市	1		恵那市	2				浅口市	1	
	小樽市	3	3		木更津市	1	1	美濃加茂市	1				広島市	3	
	北見市	1			港区	1		もとす広域連合	1				福山市	4	
	紋別市	1	1		新宿区	2		沼津市	1	1			東広島市	2	2
	帯広市	2	1		文京区	1	1	焼津市	1				尾道市	2	2
	釧路市	1	1		墨田区	1		静岡市	8	5	4		府中市	1	1
	青森市	1	1		品川区	1		富士市	2				防府市	1	
青森県	八戸市	2	2		目黒区	1		名古屋市	4				山陽小野田市	1	1
	南部町	1			杉並区	1	1	豊橋市	3				徳島市	1	
	岩手県	奥州市	1	1	北区	1		豊川市	2				阿南市	2	
宮城県	仙台市	4	1	東京都	練馬区	1	1	四日市市	2	2			高松市	2	2
	石巻市	1			足立区	3	1	桑名市	1	1			坂出市	1	1
	白石市	1	1		東村山市	2	2	大津市	1	1			土庄町	1	1
	富谷市	1	1		青梅市	1	1	彦根市	1	1			松山市	4	1
秋田県	湯沢市	1	1		八王子市	1	1	草津市	1	1			今治市	2	
	本荘由利広域市町村圏組合	1	1		町田市	1	1	京都市	6				西条市	1	
	大曲仙北広域市町村圏組合	2	1		調布市	1	1	宇治市	1	1			高知市	3	1
山形県	山形市	3			清瀬市	1		綾部市	1				北九州市	1	1
	米沢市	1			稻城市	1		福知山市	1				福岡市	2	2
福島県	福島市	2	1		横浜市	12	5	大阪市	7	3			久留米市	10	3
	金津若松市	1			川崎市	9	2	堺市	5	2			小郡市	1	1
	いわき市	1			相模原市	1	1	愛媛県	1				春日市	1	
	白河市	1			横須賀市	1	1	高知県	高知市	3	1		福岡県	2	2
	田村市	1			平塚市	1		京都府	6				久留米市	10	3
茨城県	水戸市	1			鎌倉市	2	1	福岡市	7	3			小郡市	1	1
	日立市	1	1		川口市	3	2	大分市	4	4			春日市	1	
	龍ヶ崎市	1			栗橋市	1		別府市	1	1			佐賀県	1	
	つくば市	1			藤沢市	3	2	佐賀市	2	3			佐賀中部広域連合	1	
	神栖市	1			栗原市	1		長崎市	2	1			長崎市	2	1
栃木県	鉾田市	1			厚木市	1		佐世保市	1				佐世保市	1	
	足利市	1	1		大和市	1	1	大村市	1	1			大村市	1	
	佐野市	1			座間市	1		島原市	1	1			島原地域広域市町村圏組合	1	1
群馬県	高崎市	4			箱根町	1	1	熊本市	5	2			熊本市	5	3
	桐生市	2	1		新潟市	4		八代市	2	2			八代市	2	2
	伊勢崎市	1			長岡市	1		大分市	4	4			菊池市	1	1
	館林市	1			豊富市	1		別府市	1	1			別府市	1	1
埼玉県	さいたま市	1	1		魚沼市	1		佐伯市	1	1			佐伯市	1	1
	ふじみ野市	1			富山市	3	2	臼杵市	1	1			臼杵市	1	1
	三郷市	2	1		加古川市	1	1	杵築市	1	1			杵築市	1	1
	川越市	1			小野市	1	1	宮崎市	1				宮崎市	1	1
	入間市	1	1		加西市	1		延岡市	3	1			延岡市	3	1
山梨県	大里広域市町村圏組合	1	1		たつの市	4	4	鹿児島市	2	2			鹿児島市	2	2
	入間市	1	1		能美市	1	1	南さつま市	2	2			南さつま市	2	2
福井県	坂井地区広域連合	3	1		奈良市	1		宮古島市	1				宮古島市	1	
	越前市	1			福井市	4	2	沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	1	1		沖縄県	357	124
山梨県	甲府市	2	2		敦賀市	1	1	浜田広域連合	1	1			浜田広域連合	1	1
	北杜市	1	1		島根県	1		合計	357	124	92		※うちサテライトを有する事業所数: 10		

參考資料

平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ（抜粋・再掲）
 （老健局老人保健課分）

No.	質問	回答	担当課
健1	【介護医療院関係】 介護医療院の具体的な基準・報酬等の設定について、今後、どのようなスケジュールで進んでいきますか。	1. 介護医療院の基準・報酬等については、平成30年度介護報酬改定に向けて、社会保険審議会介護給付費分科会において議論することとしています。 2. その後、平成29年12月中旬頃に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行い、平成30年1～2月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われた後、4月に介護報酬が改定される予定です。	老健局 老人保健課
健2	【介護医療院関係】 介護医療院は医療内包型（いわゆる※1－1、※1－2※2）と医療外付け型（いわゆる※2※2）のことを探しているのですか。	1. 介護医療院については、医療内包型のサービスとして、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設したものです。 2. 医療外付け型のサービスについては、介護医療院としてはなく、療養病床の在り方等に関する特別部会のとりまとめにおいて、例えば、現行制度上の有料老人ホームで訪問診療を行う形態等が想定されています。	老健局 老人保健課
※1	療養病床の在り方等に関する特別部会の議論の整理（平成28年12月20日）p.8の「I. 医療機能を内包した施設系サービス」		
※2	療養病床の在り方等に関する特別部会の議論の整理（平成28年12月20日）p.9の「II. 医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設」		
健3	【在宅医療・介護連携推進事業関係】 在宅医療・介護連携推進事業について、都道府県による市町村支援が努力義務化されているが、介護保険	1. 在宅医療と介護の連携については、市町村が主体的となつて推進することとされているが、 ① 医療に関する事項は從来、都道府県が担つてきたことから、市町村によっては経験や地域の医師会との連携が乏しい場合がある ② 広域的な医療を担っている病院等での入退院の場合等、複数の市町村にまたがる連	老健局 老人保健課

<p>の利用者にとつてはどのようなメリットがありますか。</p> <p>2. そのため、例えば、</p>	<p>① 市町村が在宅医療・介護連携推進事業を行うに当たって、医師会等関係団体との調整を行うこと</p> <p>② 広域的な入退院時の連携等の広域的な医療介護連携の取組体制を整備することなどを推進するためには、都道府県による市町村支援の努力義務化を行いました。</p> <p>3. このような都道府県による市町村支援の実施により、在宅医療と介護の連携が推進され、利用者にとっては、医療サービスと介護サービスが切れ目なく、一体的な提供が受けられるようになります。</p>
<p>【介護職員処遇改善加算関係】 介護職員処遇改善加算とは、なぜ介護職員以外の職種の処遇改善に充てることはできないのですか。</p>	<p>介護職員については、他の職種に比べて給与が低い状況にあるため、当該加算により、まずは介護職員の方々の処遇改善を進めることを目的としているためです。</p>
<p>【要介護認定関係】 要介護認定期間の延長は、いつから行われるのですか。</p>	<p>現在、平成30年4月からの実施を目指しているところです。</p>
<p>【要介護認定審査会】 介護認定審査会における審査事務は、具体的にどのように簡素化されるのですか。</p>	<p>具体的な方法は現在検討中であり未定ですが、例えば状態安定者について認定審査会の持ち回り開催を可能とする等の対応が想定されるところです。</p>

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。